

令和7年西東京市教育委員会第12回定例会会議録

- 1 日 時 令和7年12月23日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後3時10分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 後 藤 彰
教 育 長 職 務 代 理 者 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
委 員 穴 戸 鈴 子
委 員 安 江 勝 信
- 5 出席職員 教 育 部 長 佐 野 剛
教育部地域学習推進担当部長 早 川 礼 成
教 育 企 画 課 長 飯 島 陽 子
学 務 課 長 海老澤 功
教 育 指 導 課 長 田 村 孝 夫
教育部主幹（教育指導課） 栗 林 武
統 括 指 導 主 事 高 野 郁 子
指 導 主 事 田 邨 佳 宏
指 導 主 事 佐 伯 豊 明
指 導 主 事 内 藤 幸 雄
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子
地 域 学 習 推 進 課 長 大 内 和 泉
公 民 館 長 近 藤 直
図 書 館 長 大 庭 心 平
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼庶務係長 佐々木 通
- 7 傍聴人 1人

令和 7 年西東京市教育委員会第12回定例会議事日程

日 時 令和 7 年12月23日（火）午後 2 時から

場 所 田無第二庁舎 4 階 会議室

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 議案第 50 号 令和 7 年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について

第 3 議案第 51 号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について

第 4 報告事項 (1) 西東京市立田無第三中学校建替協議会基本構想・基本計画検討結果報告書

(2) 西原総合教育施設の施設利用について

(3) 令和 7 年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について（報告）

(4) 令和 7 年度東京都教育委員会表彰（健康づくり功劳）被表彰者の決定について（報告）

(5) 令和 6 年度図書館事業評価

(6) 第 5 期西東京市子ども読書活動推進計画（素案）

(7) 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定の答申（文化庁文化審議会）について

第 5 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 7 年第12回定例会
(12月23日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○後藤教育長 ただいまから令和7年西東京市教育委員会第12回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は傍聴の申し出があったため、傍聴希望者の入場を許可します。

〔傍聴者入場〕

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は服部委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○後藤教育長 それでは、本日は服部委員にお願いいたします。

○後藤教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第3 議案第51号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とし、日程第5 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○後藤教育長 御異議ないようですので、ただいまの案件につきましては秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

○後藤教育長 日程第2 議案第50号 令和7年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○佐野教育部長 議案第50号 令和7年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、説明申し上げます。

令和7年度の西東京市一般会計補正予算のうち、教育関係予算に関しまして、令和7年第4回西東京市議会定例会に提案を行う日程上から、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により、令和7年11月26日に専決処分をいたしました。このことから、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、2枚目の「専決処分書」を御覧ください。歳出でございます。10款教育費、1項教育総務費に1万4,000円、2項小学校費に3万2,000円、3項中学校費に8万1,000円、5項社会教育費に17万9,000円、総額といたしまして30万6,000円の増額を計上するものでございます。主な内容でございますが、会計年度任用職員に係る期末・勤勉手当の支給月数の変更により職員手当等を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第50号 令和7年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第4 報告事項に入ります。本日は件数が多いため、質疑は後ほど3回に分けて行いたいと存じます。

報告事項 （1）西東京市立田無第三中学校建替協議会基本構想・基本計画検討結果報告書、の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 報告事項 （1）西東京市立田無第三中学校建替協議会基本構想・基本計画検討結果報告書、について説明申し上げます。

恐れ入りますが、表紙をおめくりいただき、目次を御覧ください。1、はじめにから3、田無第三中学校の建替コンセプトの実現に向けた教育環境までは、令和7年第6回定例会において御報告した西東京市立田無第三中学校建替協議会検討状況の中間まとめから大きな変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。

次に、7ページを御覧ください。田無第三中学校の建替えにおける学校複合化につきましては、田無町市民集会所及び芝久保第二市民集会所、けやき保育園、西原北児童館、西原町地域包括支援センター、相談窓口・交流スペース、防災備蓄倉庫が複合化の対象となっており、想定する主な機能や配置等の諸条件が8ページ、9ページのとおり記載されております。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。5、建替後の必要諸室及び施設規模につきましては、学校施設個別施設計画で示す教室等の種類や規模を踏まえ、表のとおり検討されたものでございます。1、普通教室につきましては、建替後の学級数の最大値を把握し、15部屋の整備を想定しております。また、4、エンカレッジルームにつきましては、校内別室登校や、教室での不安な状態を和らげるための居場所としての整備を想定しております。17から20の特別支援学級につきましては、「西東京市特別支援学級配置計画」を踏まえ、知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の併設での整備を想定しております。31、給食室につきましては、「西東京市立小学校及び中学校における給食のあり方について」を踏まえ、自校式での給食提供が可能となるように整備を想定しております。32、体育館につきましては、教育活動だけでなく、学校施設の地域利用や災害時の避難所を考慮し、バスケットボールコート2面を取れるアリーナとともに、更衣室やシャワー室を整備し、あわせて、33、サブアリーナ（武道場）の整備を想定しております。34及び35の学校プールにつきましては、中学校を中心とした拠点校方式での授業展開を見据え、屋内温水プールの整備を想定しております。

次に、14ページ、15ページを御覧ください。施設内のフロア配置の考え方としまして、配置が望ましいフロアを黒丸で、配置が可能なフロアを白丸でお示ししております。1、普通教室につきましては、防犯性を高めるため、2階以上での配置を想定しており、あわせて、2、少人数教室及び3、多目的スペースとの一体的な配置及び活用を想定しております。11、学校図書館につきましては、STEAM教育等の各教科横断的な学習の推進を視野に、10、

視聴覚室及び15、多目的室と一体的に配置し、情報メディアセンター（ラーニングコモンズ）の構築を想定しております。17から20の特別支援学級につきましては、災害時の避難など、緊急時の対応を踏まえ、1階への配置を想定しております。21から29の管理諸室等につきましては、防犯性を高めるため、1階への配置を想定しておりますが、23、主事室・警備室及び24、保健室を除き、2階への配置も可能と考えております。32、体育館につきましては、避難所としての利用を踏まえ、1階への配置を想定しておりますが、2階への配置とする場合には、1階への避難スペース確保のため、33、サブアリーナなどを1階に配置することとしております。このほか、屋内外における学校と地域の共同利用スペースの設置、緑に囲まれた屋外休憩スペースや緑が見える屋内空間などの確保を想定しております。

次に、17ページを御覧ください。整備諸室等の相関図につきましては、学校、地域利用及び複合施設の動線イメージをそれぞれ図でお示ししております。

次に、18ページを御覧ください。学校を核としたまちづくりを推進するため、学校施設の地域利用のための基本的な考え方などの検討を進めており、建替協議会からの御意見を記載させていただいております。

次に、19ページを御覧ください。7、新校舎等の敷地内の施設配置につきましては、市内部における協議の結果、良好な教育環境の確保や学校を核としたまちづくり、学校施設の複合化、夜間照明等の地域利用の特殊性なども踏まえ総合的に判断し、仮設施設整備を伴う敷地北側での新校舎整備の検討を進めていくこととしております。

最後に、8、まとめにつきましては、これまでの検討の経過を簡単に記載しているほか、現地での建替えや仮設施設整備を伴う建替えであることを踏まえ、5段落目の3段目におきまして、「工事に伴う校庭利用の制限や騒音・振動など、教育活動に及ぼす影響を最大限軽減するための配慮を講じることを求めたい」との御意見を頂戴しております。

以上、報告となります。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、報告事項 （2）西原総合教育施設の施設利用について、の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 報告事項 （2）西原総合教育施設の施設利用について、説明申し上げます。

はじめに、項番1、これまでの検討経過でございます。旧西原第二小学校の校舎を暫定活用している西原総合教育施設につきましては、平成16年4月以降、「一団地の住宅施設」による制限や国庫補助を活用したことによる制限によりまして、暫定的な活用を続けております。また、平成30年度には、「西原総合教育施設あり方の検討の方向性」を整理し、施設利用を10年程度継続する中で、活用方針の検討及び各利用団体との調整を進めていくこととしておりました。

次に、項番2、再検討の理由でございます。田無第三中学校の建替えとあわせてエリア構想の策定が進められております。エリア構想の策定におきましては、「一団地の住宅施設」による制限を解消する想定のもとに、西原総合教育施設等の土地利用の基本的な方針を示すこととしており、これを踏まえ、改めて西原総合教育施設の方向性を整理いたしました。

次に、2ページを御覧ください。項番4、施設の継続利用における課題でございます。

(1) 設備の老朽化につきましては、令和6年度に実施した簡易劣化診断では、校舎の全ての部位で劣化が確認されており、施設利用を継続するには全体的な改修を実施する必要があると考えております。

(2) 法令による制限につきましては、建築基準法における一団地認定に関しまして、施設の建替えに当たり、認定範囲内の地権者への説明または合意、調査等にかかる費用負担割合の協議が想定され、状況に応じて、地権者全員の同意が必要となります。一方で、田無第三中学校の建替えに伴う地区計画への移行により、「一団地の住宅施設」は解消されます。

次に、3ページを御覧ください。(3) 補助金の国庫納付につきましては、有償による貸与または譲渡の場合を除いて、国庫納付等の必要はないとされております。

最後に、項番5、施設利用の方向性でございます。

4ページを御覧ください。施設の継続利用における課題を踏まえ、今後の長期的施設利用は想定せず、田無第三中学校の供用開始時期を目途に教育財産としては廃止することを想定しております。また、教育財産の廃止に向けましては、教育部及び関係部署においてそれぞれの利用団体との調整を進めるものと考えております。建物の取り壊し等の取扱いにつきましては、利用団体との調整を進める中で判断していくこととなりますが、教育財産廃止までの間につきましては、施設利用に支障がない最低限の修繕を実施していくものと考えております。

以上で御報告となります。

○後藤教育長 ありがとうございます。

報告事項 (1) 及び (2) の説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田教育長職務代理者 学校プールのことなんですけれども、中学校を中核とした拠点校方式を基本としているということですが、田無三中の場合、小学校はけやき小学校か最寄りの小学校ですか。けやき小学校にはたしか屋上に立派な室内プールもあって、けやき小との拠点方式というのはちょっとぴんとこないことが一つと、もし仮に屋上のけやき小のプールを廃止して相互利用をするとなると、子どもたちは新青梅街道を越えて、結構移動しなければならない。そういったことを考えると、現実的なのかどうか、ちょっと疑問があるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○飯島教育企画課長 まず、委員がおっしゃいました学校プールの考え方は、西東京市学校施設個別施設計画にお示ししております。現在、その計画の、プールに関しての見直しというところは考えておりませんで、これから、現時点で田無第三中学校建替協議会から、今回、検討の報告をいただきましたので、これをもとに市のほうで基本構想・基本計画というものを策定していくこととなります。その検討の中で、プールについてもどのような方法がいいかというところを検討してまいりたいと考えております。

○安江委員 田無第三中学校の建替えの件なんですけれども、これについて、最初の「はじめに」というところを見ますと、「建築後概ね60年程度で検討を進め、65年までに建替工事の完了を目指すことが示されている」とありますが、65年というのは2026年に当たると思うのですけれども、スケジュールについては別途出ているのかもしれないですが、実際の完了までのスケジュールについて再度確認させていただければと思います。

○飯島教育企画課長 委員から御指摘いただきました「はじめに」のところの文面に書いてございます西東京市学校施設個別施設計画というものを我々は令和6年に策定しておりまして、その中でこちらの考え方を記載させていただいております。同じ計画の中に、田無第三中学校の建替えのスケジュールというものの、計画策定の時点でのスケジュールをお示しさせていただいております。説明の中でも申し上げましたが、昨年の7月に田無第三中学校建替協議会を設置いたしまして、議論を続けてまいったのですけれども、御記憶にもあるかと思いますが、建替場所の検討を今年度に入りましてさせていただいたものですから、スケジュールそのものは1年ずれております。ただ、現時点では、ずれたスケジュールのもとに、今、検討を進めているところでございます。

○安江委員 ありがとうございます。

それでは、もう1点。校舎の建設については敷地の北側に建設するということが記述されていますけれども、実際に今ある敷地で新しい校舎を造るとなると、臨時的に授業等を行う生徒たちは仮設の建物が必要になるということで、実際には、授業とか、あと、校庭の利用とかで制限をかなり受けると思うのですが、ただ、建物の敷地の北側に建設するということは非常に大事なことだと思っていますけれども、例えばの案ですが、校舎を建設する間は西原総合教育施設のほうを仮に使うというようなことはできるのかどうか。突然のお話ですが、そういったようなことは今までのお話に出ているのかもしれないですが、その点についてちょっとお聞きできればと思います。

○飯島教育企画課長 昨年度から田無第三中学校の建替えについて検討しておりますが、御指摘のように、まず、新校舎をどこに建てるかという案を複数案、市のほうから建替協議会の皆様にお示しをして、最後は、三つのパターンの中で、仮施設整備を伴う北側への新校舎の建設という案がいいのではないかなというようなことになっておりますが、建替協議会のほうには決定権がございませんので、報告書の中で、こうしたことをしっかり検討を進めてほしいという報告を受けたところでございます。周辺施設の代替の機能ですが、体育の授業であったり、部活動に支障を来すというところを踏まえまして、御指摘のあった西原総合教育施設、あるいはけやき小など、周辺の施設で利用可能なところを今、調整を進めているところでございます。実際に工事が進む中では、そういったところと調整を図りながら、こういったところで代替の利用ができるかというところを引き続き検討してまいりたいと考えております。

○安江委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○山田教育長職務代理者 あと、最近、建設資材が高騰していたり、人手不足であったりで、例えば中野サンプラザの再建計画が白紙に戻ったり、どこかの入札で落札する業者がいなかったりとか、そういう問題があちこちで生じていると思うのですけれども、本市の学校の建替えにも影響がないとは思えないので、その辺で、例えばスケジュールが大幅に遅れるとか、それから、今ここに出てきたような全てを盛り込もうとすると、到底想定予算内で済まないというようなことも起こるような気がするので、スケジュール感が大分狂ってくるのではないかなと思うのですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○飯島教育企画課長 私どももこの検討を進める中で、都内でも近隣の自治体が入札不調にな

ったという情報等々はしっかり情報収集をしているところでございます。また、問い合わせ等もいたしまして、どういう状況で課題があったのかというところも伺ったり、研究をしているところでございます。私どもも昨今の社会経済情勢の変化というところは注目をしております。そういった情報収集もしっかりしながら、今後、基本構想・基本計画といったところを進めてまいりたいと考えております。

- 今井委員 田無第三中学校建替協議会の報告書14ページのゾーニングのところなんですけれども、普通教室は防犯性を高めるため2階以上が望ましいとなっていて、特別支援学級のところは1階への配置が必須というところなんです。子どもが通う教室というところは同じだと思うのですが、その防犯性ということがちょっと気になっていて、このエリアはほかのところと違って防犯性を高める対策をしていくとか、そういうことになっていくのですか。
- 飯島教育企画課長 建替協議会のほうは様々な委員で構成されておまして、学校関係者、それから、地域の関係者の皆様から、本当に忌憚のない意見をたくさんいただきながら進めてまいりました。特別支援学級につきましては、障害の種別は様々なお子さんがいらっしゃると思うのですけれども、総合的に考えまして、身体の障害のお子様、あるいは知的の障害のお子様を考えますと、やはり1階に設置することが望ましいのではないかという意見のほうが多かったものですから、建替協議会としてはこういった意見を報告いただいたというふうに認識しております。実際にこれから、先ほどから申し上げておりますとおり、その配置の計画であったり、設計に入っていく中で、様々私どもも特別支援学級の先生方にもお声を聞いたりしながら、どういった配慮ができるかというところはさらに検討を深めてまいりたいと思います。
- 今井委員 ありがとうございます。
- 宍戸委員 以前に伺っていたかもしれないですけども、建替えの工事期間というか、やっている間、結局、現存の校舎のところに建てるということは、生徒たちは別のところに移動するということになりますよね。そういう期間がどのくらいなのかということをつかる範囲で教えていただきたいのですけれども。
- 飯島教育企画課長 今の建替協議会から提言いただいた中で検討していきますと、仮施設整備を行うために、まず、仮施設の設計をすることになります。仮施設に引っ越していただいた後、現在の校舎を取り壊して、そこに新しい校舎を建てていくということになります。今の山田教育長職務代理者からのお話にもありまして、現時点での想定は仮設で過ごしていただく期間を3年と見ておりますけれども、昨今のこういった状況を鑑みますと、実際に設計をこれからしていく中で、どのくらいの期間が必要になるかというところは見えてくるのではないかとということと、あと、入札、あるいはプロポーザルで業者選定をしてまいりますが、そのときに、これから工事を始めるにはどのくらいの期間を要するかというところは少し見えてくるのではないかと考えております。
- 宍戸委員 ありがとうございます。やっぱり、3年となると、その仮設だけにいるということになってしまうので、なるべくちょっとでもいいところに行けるような方向というものを考えてあげてほしいという願いを持っております。

あともう一つよろしいですか。細かいことで申し訳ないですけども、10ページの規模、

教室の広さとか、そういうことを見ていて、特別教室等の中の美術室だけが今より狭くなる
というか、本当にわずかですが。ほかは広くなったり、大きくなったり。もともと美術室は
ほかの理科室とか、家庭科室、技術室に比べて少ないから、それでいいのかもしれないです
けれども、何かその辺の意図というか、あったのでしょうか。

○飯島教育企画課長 美術室につきましては、こま数としては2.5、それから、部屋数は1で、
面積的には確かに少し狭くなっているように感じられるかと思います。これから地域利用を
していく予定をしているのですが、建替協議会の中でも、やはり美術室等も是非貸し出して
いただきたいというような御意見も賜っておりますので、実際に設計に入っていく中で、そ
のあたりの御意見も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○服部委員 今すぐにではないと思うのですが、新施設ができて地域利用が増えていったとき
に、学校図書館の開放という声が出てくるかと思うのですが、学校図書館の机や椅子等の利
用というか、会議室的に利用するということと、そこにある蔵書が公開されることは随分違
うことだと思いますので、それは何かアイデアはあるのでしょうか。

○飯島教育企画課長 現在、田無第三中学校は西東京市としては初めての複合化を伴う建替え
ということで検討を進めておりますが、全国では学校図書館も地域利用といった考えを持た
れている自治体も多いものですから、同じようにこれから地域利用に向けて検討していく中
では、先進事例を参考にしながら、どういった区分けというんですかね。服部委員がおっし
ゃったように、借用のところも含めてどういう活用の仕方で皆さんが対応されているのかと
いうところは、設計を進める中で検証していきたいと思います。基本的には、建替協議会
の中から、やはり貸し出していきたいという意見もありまして、ただ、なかなか難しいと
いったような御意見も様々ありました。なので、どういう方法を施すことで地域利用のほう
ができるのか、あるいは、どこまでの範囲で地域利用が可能なのかというところはさらに研
究を進めていきたいと考えております。

○服部委員 ゾーニングが決まらなないと何とも言えないと思うのですが、まず、学校図書館は
学校教育施設ですよね。そこへの一般の方の出入りが頻繁になることへのセキュリティ問題
で、人の配置ということが出てくことと、あと、資料を貸し出すということに関しては、
この後になりますが、子ども読書活動推進計画の中でも学校図書館の積極的な利用というこ
とで、学校がこれから取り組もうとしているところでは、窓口がまた別になりますし、利用
しようと思った資料がないなんていうこともありますし、実際、子どもたちが利用するもの
と、一般の方が普通に読みたいものを、ゾーニングの中で学校図書館のスペースを本当に広
げて、一般の方が喜ぶような雑誌ですとか、大人の小説ですとか、そういうものを置くこと
はできるのかということ。全国でそういったことが進んでいるのは、恐らく図書館の整備が
間に合っていないということとか、あと、そういった環境が貧しいとか、そういうこともあ
るのかなと。芝久保図書館という公共施設がありますので、すみ分けをしていただけたら。
気持ちはわかるのですが、結構コストがかかるのではないかと思います。

○飯島教育企画課長 今回の建替協議会の資料の中でもゾーニングに関する記載がございます。
学校ごとに細かいところは工夫をしていく必要があるかと思いますが、大きな考え方という
ところは学校によって異なるということではないと考えております。服部委員がおっしゃっ

たように、やっぱり地域によって図書館のあり方というものは違ってくるかと思いますが、私も、子どもは建替協議会からの御意見も様々伺っておりますので、こういった対応、あるいは工夫によって何ができるのかというところは検討していきたいと考えております。ただ、図書館の利用の妨げであったり、トラブルというところにならないように配慮して検討していきたいと考えております。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

次に、報告事項 (3) 令和7年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について(報告)、の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 それでは、令和7年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について、報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。こちらは、東京都教育委員会が、東京都の教育の発展、学術、文化の振興に貢献し、その功績が顕著で、かつ勤務成績の優秀な職員の功労をたたえ、表彰しているものでございます。今年度は、本市から田無第一中学校の辻康一校長が学校経営の功績により表彰されることとなりました。なお、表彰式につきましては令和8年1月19日(月曜日)に行われる予定と伺っております。

私からの報告は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、報告事項 (4) 令和7年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)被表彰者の決定について(報告)、の説明を求めます。

○海老澤学務課長 それでは、令和7年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)被表彰者の決定について、報告いたします。

このたび表彰が決定いたしました廣川豊先生につきましては、長年市立学校の内科医として、児童・生徒の健康管理に御尽力いただいております。現在の在籍校である明保中学校におきましては、日ごろのかかりつけ医としている御家庭も多く、地域でも信頼の厚い医師でございます。今回、学校医としての勤務歴15年以上で、かつ学校保健の功績顕著という東京都の規定を満たしたうえで、西東京市医師会の推薦を受け、本市及び東京都教育委員会の表彰審査会の審査を経ての表彰となります。

私からの報告は以上でございます。

○後藤教育長 報告事項 (3) 及び (4) の説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

次に、報告事項 (5) 令和6年度図書館事業評価、の説明を求めます。

○大庭図書館長 私からは、令和6年度図書館事業評価、について報告いたします。

1 ページを御覧ください。1、目的でございますが、図書館法第7条の3に基づきまして、図書館の運営の状況について評価を行うとともに、同法第7条の4に基づき、図書館ホームページや図書館だより等により市民に周知するものでございます。

2、評価でございます。令和6年度の「事業計画」の取組内容を取組内容ごとに評価を行いました。評価指標はA、B、Cの三つでございます。Aは事業計画の目標に対し概ね達成している、Bは一部達成している、Cは課題があるとなっております。一次評価は図書館が

行い、図書館協議会において図書館から取組内容及び一次評価の視点などについて説明した後、協議会による二次評価を行いました。評価の結果でございますが、一次評価、二次評価ともに、11の取組内容のうち、A評価が10、B評価が1となりました。取組内容ごとの詳細につきましては2ページ以降に記載しております。

2ページを御覧ください。取組内容「児童・生徒に役立つ調べ学習の資料を収集します。」では、調べ学習に役立つ百科事典といった資料を積極的に購入し、「図書館を使った調べる学習コンクール」等に活用されました。また、学校への資料の貸し出しや館内での展示などを行いました。

6ページを御覧ください。取組内容「日本語を母語としない市民のニーズの把握に努め、関係部署や地域で活動する団体等と連携して、多文化サービスの取組を進めます。」では、具体的な取組として、一つ目、先進自治体の視察、二つ目、中国語や英語などの多言語おはなし会の実施、三つ目、御朱印帳づくりワークショップやモンゴル文化体験といった講座の実施や世界の絵本の企画展示の実施、四つ目、日本語ボランティア教室へのアンケートの実施を行いました。

10ページを御覧ください。取組内容「地域に関する講演会を実施し、地域に親しみを持つ機会を創出します。」では、市内に関することをテーマとした講演会や、ゆかりの人物を講師に招いた講座を実施し、講演後にはその内容をまとめたものを図書館ホームページに掲載することで、市内の歴史や地理の情報発信に努めました。

12ページを御覧ください。取組内容「絵本と子育て事業（ブックスタート）による絵本配布等や、ファミリー応援事業を通して、子どもと保護者の読書活動を支援します。」では、具体的な取組として、一つ目、3～4か月児健康診査会場での絵本の配布と、講師による読み聞かせの実演の再開、二つ目、地域子育て支援センターや子育てひろばでの絵本の読み聞かせ等の実演、三つ目、これから赤ちゃんを迎える方を対象とした読み聞かせ講座の実施、四つ目、絵本と読み聞かせ関連講演会の実施などを行いました。

20ページを御覧ください。取組内容「武蔵野大学との協力事業を推進します。」では、大学生が企画した展示を中央図書館で開催したほか、図書館司書を武蔵野大学に派遣し、公共図書館や司書の仕事に関する特別授業を行いました。

22ページを御覧ください。取組内容「都立図書館等が主催する専門研修、庁内研修への参加や図書館内での指導・研修等を通して、職員全体で知識や技術、情報を共有し、市民サービス向上につながるよう努めます。」では、外部の図書館専門研修や、サービスの向上につながる講座などに、目標を超える延べ20名が参加することができました。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、報告事項 （6）第5期西東京市子ども読書活動推進計画（素案）、の説明を求めます。

○大庭図書館長 次に、第5期西東京市子ども読書活動推進計画（素案）、について報告いたします。

本計画は、令和7年度で第4期西東京市子ども読書活動推進計画の計画期間が終了となる

ことから、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画の期間とする新たな計画を策定するものでございます。計画の策定に当たりましては、国が策定した「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や、本市の第4期計画の成果と課題、近年の子どもの読書を取り巻く環境、アンケート調査の結果等を踏まえて策定しております。

恐れ入りますが、目次を御覧ください。本計画ですが、Ⅰ、これまでの取組では、1、計画の位置づけ、2、第4期計画の成果、3、アンケート調査結果について記載しております。Ⅱ、計画の基本的考え方では、1、計画策定の基本理念、2、読書活動推進のための基本方針、3、計画の期間について記載しております。ⅢからⅤでは、乳幼児、小学生、ヤングアダルト世代と、子どもの発達段階に応じて、保育園、児童館、学校等、図書館がそれぞれ取り組む内容について記載しております。また、巻末には西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会設置要綱など、五つの資料を掲載しております。

計画の主なものについて御説明いたします。

恐れ入りますが、10ページを御覧ください。子どもの読書活動を推進するために五つの基本方針を示しております。（1）は、乳幼児期からの読書活動の習慣化の推進でございます。（2）は、大人とともに読書を楽しむ環境づくりでございます。（3）は、子どもの自主性や多様性に応じた読書機会の提供でございます。（4）は、デジタル時代への対応でございます。（5）は、「第5期西東京市子ども読書活動推進計画」の周知と情報発信の充実でございます。（5）につきましては第4期の計画に引き続いてのものになりますが、（1）から（4）につきましては、国が策定した第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」にある四つの基本方針を踏まえて定めたものとなっております。

12ページを御覧ください。こちらは乳幼児を対象とした取組となりまして、保育園、児童館、図書館のそれぞれが、（1）今後充実していく主な取組と、（2）前計画に引き続き推進していく主な取組について記載しております。この構成については、以降の小学生、ヤングアダルト世代についても同じになっております。

保育園が今後充実していく主な取組は二つ、①保育園における図書館の活用推進、②貸出絵本コーナーの充実となっております。①でございますが、計画策定懇談会委員の中からコロナ禍で図書館の利用が減ってしまったという意見がありまして、それを踏まえた取組となっております。

13ページを御覧ください。児童館が今後充実していく主な取組は三つ、①「あそびのなかの図書室」を発信、②蔵書の充実、③図書館との連携となっております。③でございますが、保育園での取組と同様、懇談会委員からの意見を踏まえた上での取組となっております。

14ページを御覧ください。図書館が今後充実していく主な取組は一つ、①情報発信の充実でございます。こちらにつきましても、懇談会委員から、よい取組を行っていても、それが市民に知られていないという意見がございまして、それを踏まえたものとなっております。

16ページを御覧ください。小学生を対象とした取組となります。

17ページを御覧ください。児童館が今後充実していく主な取組は三つ、①「あそびのなかの図書室」を発信、②蔵書の充実、③図書館とのさらなる連携となっております。

また、学校等が今後充実していく主な取組は一つ、①読書指導の充実となっております。

また、学校等の取組でございますが、第4期までの計画では、その取組を行う主体がどこにあるか、学校なのか、学校司書なのか、あるいは教育指導課などの教育委員会なのか、分かりにくくなっておりましたので、取り組む主体を明確にいたしました。

19ページを御覧ください。図書館が今後充実していく取組は三つとなります。①小学生向けの参加型事業の実施、②家庭における読書啓発、③電子書籍サービスの充実となっております。

22ページを御覧ください。こちらはヤングアダルト世代を対象とした取組となります。

児童館が今後充実していく主な取組は二つ、①「あそびの中の図書室」を発信、②蔵書の充実となっております。

23ページを御覧ください。学校等が今後充実していく主な取組は一つ、①読書指導の充実となっております。

24ページを御覧ください。図書館が今後充実していく主な取組は四つ、①調べ方案内（パスファインダー）の拡充、②情報発信の充実、③「西東京市ふるさと探究学習」への対応、④電子書籍サービスの充実となっております。

素案についての説明は以上となります。

なお、今後の予定でございますが、1月15日から2月14日までの1カ月間、パブリックコメントの実施を予定しております。

私からは以上となります。

○後藤教育長 ありがとうございます。

次に、報告事項（7）下野谷遺跡に係る国史跡追加指定の答申（文化庁文化審議会）について、の説明を求めます。

○大内地域学習推進課長 私からは、下野谷遺跡に係る国史跡追加指定の答申（文化庁文化審議会）について、報告を申し上げます。

資料を御覧ください。本件は、去る令和7年西東京市教育委員会第5回定例会において議決をいただき、東京都教育委員会を通して文化庁に意見具申書を提出した案件でございます。このたび文化庁文化審議会から文部科学大臣に答申されましたので、御報告申し上げます。

なお、今回は文化庁文化審議会の答申について報道発表があったものであり、正式な追加指定は今後の官報告示をもってなされます。

追加指定に係る所在地、面積は資料に記載のとおりでございます。

また、資料といたしまして報道発表資料の関係部分抜粋を添付しております。

私からの報告は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございます。

報告事項（5）から（7）の説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部委員 子ども読書活動推進計画の中で、基本方針から読ませていただいて、すごくわかりやすく丁寧に書いていただいて、よかったなと思っております。

ちょっと質問としまして、19ページ、学校図書館に関連するものかなと思いますが、家庭への働きかけの中で、「学校は、学校図書館だより等を定期的に発行し」とあり、これは学校司書さんが入られてからずっと長きにわたってあるのですが、まず、これは今、紙資料で

配付されているのかどうかを教えてください。

あともう1点は、教職員への働きかけのところで、「学校司書は、教職員向けの学校図書館だより等を作成し、教員の資質向上に向けた情報提供を行っていくよう努めます」というのは新しい項目に思われたのですが、今回加筆されたものなのかを教えてください。

- 高野統括指導主事 学校図書館だよりについて、紙資料で配布されているのかということについては、紙資料で配布されている学校があることは承知しておりますが、全ての学校については把握しておりません。

- 後藤教育長 暫時休憩します。

午 後 2 時 57 分 休 憩

午 後 2 時 58 分 再 開

- 後藤教育長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

- 高野統括指導主事 失礼いたしました。教員の資質向上に向けた情報提供というところでございます。こちらにつきましては、第4期にも掲載されている項目でございまして、教科の学習、また、子どもたちの季節に合わせた行事等に応じまして、学校司書の先生方が学校の蔵書などをもとに適切な資料を提供したり、あとは、教員と一緒に授業を考えるなどして情報提供をしているところでございます。

以上でございます。

- 服部委員 ありがとうございます。

最初の学校図書館だよりは是非デジタル化してほしいということではなく、本当にこれは家庭でよく読まれていまして、そのことをすごく、自分自身が保護者であったときもありがたく思いましたし、すごくダイレクトに司書さんにつながれるよい機会ですので、逆に、許されるものなら紙資料で配付を続けてほしいなとも思います。

それから、今回の中で、学校司書さんと教員の方の連携がうたわれていたことはすばらしいことだと思ひまして、こういったことは、せっかく学校司書という専門職が専門の見地が入っていますので、教職員の方と御一緒に授業を協働されたり、生かしていくことが学校図書館の活性化につながると思います。ただ、一つ希望を申せば、学校を訪問させていただいたときに、学級文庫の中で、子ども読書活動推進という意味で学校司書さん及び図書館が学年ごとのお薦め本などを選定していて、それを生かして団体貸し出し等で教室に置いておられる学校もあれば、そういうものが見受けられない学校もあり、なので、このことに関わる学校司書さんや図書館や児童担当の方がさらに連携されて、子どもの身近なところに、電子書籍は別ですけども、手にとれるところに本があるような工夫がさらに進めばいいなど。これは希望でございます。ありがとうございます。

- 今井委員 子ども読書活動推進計画の感想になるのですが、様々な視点から取組を考えられてつくられたなというふうに思いますし、まちなか先生とか、電子図書館も広がりつつあるということも分かって、うれしく思っています。ここにも書いてあるように、家庭、地域、学校、図書館の連携は私も大切なポイントだというふうに思っています。小学生までは図書室利用の機会というものも多いし、読み聞かせのある学校もありますし、本に触れる機会というのは多いですけども、中学生になると、学習とか、部活、習い事とかの影響も

あって、図書室の利用というのは一気に減ってしまっているというふうに聞いています。全部の学校でやっているかは分かりませんが、先日、私の子どもの中学の朝読書の様子を見に行っただけですね。5分間なので短い時間なんですけれども、週4日、本に触れる機会が自動的にあるというのはすごく保護者としてもありがたいなと思いましたし、あと、国語の授業でビブリオバトルをやったというふうに聞いて、自分が手にとる本とかではない様々なジャンルの魅力的な紹介とかを聞いて、その本を読みたいと思ったということを知ったりすることもあったので、そういういろいろな要素をお互いにうまく取り込めて連携していくということを意識していただけたらなというふうに思いました。

○宍戸委員 推進計画と直接関係はないかもしれませんが、学校の現場の中で、学校司書さんと、教員の中に司書教諭という方がいて、そして、学校の中で学校図書に関する指導をする分掌が設置されていて、その司書教諭と、図書主任なんという言い方をしますが、図書主任と学校司書さんとで学校図書館の運営をどういうふうにしていくかということを実践的にしており、子どもたちは週に1回、図書室に授業として、小学生ですけれども、行くという形をとっていて、そのときに学校司書さんが勤務されている日であれば、一緒に読み聞かせをしていただいたり、図書活動をしていただいています。それから、そうではない場合も当然あるので、担任の先生がそれをやるというようなことをしています。あと、学校司書さんが勤務をしない日が同じクラスにならないように、図書館を使った時間を変更して、司書さんの時間にどの子たちも会うようにというような運用を学校の中で工夫して、それが最近すごく定着してきたなど。初めはそういうところができていなくて、なかなか進まなかったのですが、見ていて、そういうことが当たり前のようになっていくか、定着していて、子どもたちも実態として、図書だ、借りるんだとか、これを読んで、返さなければいけないから持ってこなくてはいけませんとあって、今日はまた新しいものを、今度はあの子のものを貸してとか、そういうような話題も結構あって、図書館を使った時間を結構楽しみにしているということも実態としてあるので、一般的に読書離れ、本離れというところもあるのですが、私が見ている小学生は、比較的本は好きだという感じのことを言ってくれる子たちが多くなっているかなというふうに思っています。こういう推進活動を進めていっている成果なのかなというふうに思いながら、今後の推進計画もしっかり実現していけるようになったらいいなというふうに思っております。感想です。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

○後藤教育長 日程第5 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けます。――質疑を終結します。

それでは、以上でその他を終わります。

○後藤教育長 日程第3 議案第51号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午 後 3 時 07 分 休 憩

午 後 3 時 10 分 再 開

○後藤教育長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして令和7年西東京市教育委員会第12回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 3 時 10 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員